

求人者・求職者の皆様へ

手数料

YM サービス株式会社
有料職業紹介事業許可番号(13-ユ-311353)

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

●取扱職種の範囲等

- ・取扱職種:スポーツ業界職種(スポーツインストラクター・スポーツトレーナーなど)・保育業界職種(保育士・幼稚園教諭)・
- ・地域:国内

●手数料に関する事項

求職者からの手数料は一切かかりません。また、求職者様からの求人に関する手数料も一切かかりません。

(注) 届出制手数料の場合、届出済手数料表の内容を全て記載すること(別紙として添付することも可)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	2,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40 % (または 600,000 円) 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) 40 % (または 600,000 円) 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 40 % (または 600,000 円) 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 手数料負担者は求人者とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。